事例調査結果(立地手順)

<今回のご報告事例>

		立地手順		
		国内	海外	
低レベル放射性廃棄物処分施設		■ 低レベル放射性廃棄物処分施設 【表1-1】	■ 低レベル放射性廃棄物処分施設 (スイス、英国、韓国)【表1-1】	
類似施設	高レベル放射性廃棄物処分施設	■ 高レベル放射性廃棄物処分施設 【表2】	_	
	使用済燃料中間貯蔵施設	■ 使用済燃料中間貯蔵施設 【表2】	_	
	産業廃棄物処分施設	■ 産業廃棄物最終処分施設 【表2】	_	
	研究施設等	■ 国際熱核融合実験炉【表2】	_	

表 1-1 低レベル放射性廃棄物処分施設の立地手順

国		国の役割	サイトの選定方式と手順		
	施設		立 地 選 定 手 順	結果までの経過	結果
日本	低レベル放射 性廃棄物処分 施設	事業主体の監督原子力政策の策定	事業者側から関係自治体への立地協力要請の申入れ事業主体による立地調査の実施	① 事業者側が関係自治体に対して、原子燃料サイクル 三施設の立地の包括的協力を要請② 同年:事業者側が一括立地、事業規模を決定。その 旨を関係自治体へ報告し、立地協力を要請	① 関係自治体が検討、立地協力要請を受諾② 関係自治体と事業主体との間で立地への協力に関する基本協定書を締結
	備考:事業者側	から関係自治体へ立地協力要請を申入れ、関係自治体	本と事業主体との間で協定書を締結		
	1. ヴェレンベ	ルグ計画まで(~2002 年)			
	低・中レベル	1978 年「原子力に関する連邦法」 実施主体に対して、処分の実現性を示すことを指示	実施主体が全国レベルで絞り込みを行い、3 地点まで絞り込んだ段階でヴェレンベルグを追加。	② 同年:コミュニティに対して建設・操業許可申請*-	◆①州民投票により否決 ◆②住民投票により可決 ◆③州民投票により否決
	放射性廃棄物処分施設	・上記を受け、実施主体が提出した「保証プロジェクト報告書」を承認	地質字的長期女正性、母君の仏かり、環境影響等の組占から最終的にヴェレンベルグを選定し	② 2002年:州に対して、試掘ボーリングのみを行うとする修正案の申請**連邦政府、ニドヴァルデン州、立地サイトのコミュニティといった政治レベルの階層があり、複雑な許認可制度が存在した。	
	2. ヴェレンベ	」 ルグ計画以後(2002 年~2010 年)			
スイス			「新原子力法令」に追加された「特別計画」によるサイト選定計画に従って以下の3段階の立地手順で進行中。		→⑤ 2003 年:ヴェレンベルグの試掘 ボーリング跡の修復 →⑥ 社会的な対話と公衆参加の必 要性
	低・中・高レベル放射性廃棄物処分施設	放射性廃棄物処分概念専門家グループの分析2005 年、「新原子力法」「新原子力法令」施行	1. 低・中レベル及び高レベル放射性廃棄物それ ぞれに複数の候補サイト地域を選定 2. それぞれについて、少なくとも2ヶ所以上の	 ② 2005年:「新原子力法令」施行による立地プロセスーの確定 ⑧ 2008年:実施主体による候補サイト公表 ⑨ 2010年:地域参加プロセスに参加する自治体候補のー 	→⑦ 3 段階の立地手順 →⑧ LILW (6 地域) 及びHLW (3 地域) →⑨ 処分場が建設される可能性の
		連邦議会の「特別計画」承認	処分場候補サイトを選定 3. それぞれについて処分場サイトを1ヶ所選定 (または全ての廃棄物を処分する処分場サイト を1ヶ所選定)し、概要承認手続を開始	公表	ある州、「計画範囲」に含まれる自治体内で地域参加の準備を行う作業チーム及び隣接するドイツ国内の郡
		・ ジェクト報告書」を作成するに際して、実施主体は : したため、同種の岩盤を有する候補地として最初の		」 シュトックを選定したが、ここには多くの道路トンネルが 。	- 存在しサイトとしては不適格である
	·	力法の下では、原子力施設の一般許可や建設・運転許 連邦法と矛盾しても州法には優先権があるとニドヴァ		され、国民投票や州民投票に付託されることはなかった。 れたとされている。	しかし、処分場の立地問題に際して

・ヴェレンベルグ計画は、2002年9月の州民投票で最終的に否決されたが、この時点においてスイスでは、少なくとも40年間の原子力発電所操業から発生する廃棄物を貯蔵するだけの容量は確保されていた。

表 1-2 低レベル放射性廃棄物処分施設の立地手順

国	施設	国の役割	サイトの選定方式と手順		
			立 地 選 定 手 順	結果までの経過	結 果
英国	低・中レベル放射性 廃棄物処分施設	下研究施設計画まで(1987年~1997年) - 放射性廃棄物の管理政策責任当局として環境省(現、環境・食糧・地方事業省)の創設 - 放射性廃棄物管理諮問委員会を設立 - ナイレックス社を設立 - ア研究施設計画以降(1997年~現在) - 協議文書2001(公衆との協議プロセスの開始) - 放射性廃棄物管理委員会の設立 - 2005年、英国原子力廃止措置機関活動開始 - 環境・食糧・地方事業省による白書2008	実施主体が全国レベルで絞り込みを行い、2 地域まで絞り込んだ段階で初めてサイト名を公表。 最終的に輸送の利便性の観点からセラフィールドを選定し、地下研究施設の建設計画をカンブリア州政府に申請。 (全国 ⇒ 537 ⇒ 204 ⇒ 165 ⇒ 117 ⇒ 39 ⇒ 17 ⇒ 12 ⇒ 2 ⇒ セラフィールド) 環境・食糧・地方事業省が白書 2008 において、以下の6段階の立地プロセスを提示。 ①第1段階:立地プロセス協議への参加に関心を持つ地域の公募 ②第2段階:不適格地の判定 (初期スクリーニング) ③第3段階:自治体内での協議 ④第4段階:参加地域の机上調査 ⑤第5段階:候補地域での地表調査 ⑥第6段階:地下のサイト特性調査	 ④ 1994年:地下研究施設建設計画をカンブリア州政府ーに申請 ⑤ 1999年:英国上院科学技術委員会が「公衆の受容」という観点から枠組みを提供 	10年後:州政府による拒否の支持 地下研究施設計画の断念 ◆⑥ 環境・食糧・地方事業省が勧告 案の受け入れ
韓国	英国政府は、セ	ラフィールドの地下研究施設計画以降は、立地プ	ロセスへの地域社会の関与は自発性の原則、すなわ	(ご 2001年7月~2003年2月:事業者主導で全国レベルーから順次絞り込み、2サイトまで絞り込んだ段階でプアン省ウィドを追加し、最終的にウィドを選定。	との方針を採用したが、これは事業主 通じて公募を行った。 ◆① 応募した自治体はなし ◆② ウィドを選定したことによる社会的軋轢で頓挫 ◆③ 10 地域からの請願があったが、いずれの自治体も申請せず

表 2 類似施設の立地手順

国		国の役割	サイトの選定方式と手順		
	施設		立 地 選 定 手 順	結果までの経過	結 果
日本	高レベル放射 性廃棄物処分 施設	事業主体の監督基本方針・最終処分計画の策定、及び特定放射性 廃棄物の最終処分に関する法律の制定	 全国の市町村から文献調査の実施区域を公募 応募があった区域について、火山や活断層などの地質的な条件を満たすか否かを確認 調査・選定の第一段階である概要調査地区選定のための文献調査 概要調査地区選定後、概要調査、精密調査を行い、処分施設の建設地を選定 	① 現在、処分施設の立地可能性調査を行う区域を全国 の市町村から公募中	① これまでに最終処分事業に関心を持つ地域は現れているが、 文献調査を開始するまでには 至っていない
	備考:全国の市	i町村から文献調査の実施区域を公募(国が市町村に対	対し、文献調査実施の申入れを行う場合もある)。そ	の後、複数段階にわたる調査を通じて、候補地を選定する	5予定。
日本	使用済燃料中間貯蔵施設	事業主体の監督原子力政策の策定	自治体からの立地可能性調査の申入れ事業者による調査の実施	① 自治体からの立地可能性調査の申入れ ② 翌年:事業者による調査の実施 ③ 2 年後:自治体、事業者が各地域で報告会を開催 ④ 3 年後:自治体が設置する専門家会議による評価 ⑤ 3 年後:市民説明会の開催	 自治体による誘致表明及び事業者による協力要請 県知事が立地協力要請の受諾を表明、協定を締結「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」
	備考:自治体による立地可能性調査の申入れ、市・事業者による報告会の開催				
;	産業廃棄物最 終処分場 (「サイトの選 定方式と手順」 は、自治体によ る一例)	国内廃棄物処理政策の策定	自治体が委員会を設置して検討 ・土地利用法規制等に基づき、回避地域を抽出 ・土地利用状況、地形、施設の規模等の観点から立地候補地を抽出及び公募 ・周辺状況、ふさわしくない地点及び可能性の低いと判断される地点を除外 ・現地調査及び市町村の情報等に基づく確認・検討により、可能性の高い候補地を選定 ・環境面、経済面から、課題の少ない候補地を選定 ・環境面、経済面から、課題の少ない候補地を選定(数地点)	① 選定に係る基本ルールの策定 ② 〜翌年:委員会による検討 (会議の結果、報告書等の資料を公開) ③ 2年後:検討及び選定結果を報告書にまとめ、 知事へ報告	① 最終立地候補地として、3 箇所を選定
	備考:近年では、自治体が委員会などを設置し検討し、複数段階にわたる評価を通じて候補地を選定する例が見受けられる。				
日本	国際熱核融合炉実験施設	・国際協議への参加・国内誘致の主体・原子力政策の策定・国内候補地の選定	・誘致の希望を公募 ・誘致を希望する都道府県知事から調査項目に沿った提案書を受け付け ・提案書の内容に基づき、サイト調査条件への適合性等について評価を実施。評価にあたって AHP 法により評価項目の設定、重み付けを実施。	① サイト適地調査の決定 ② 同年:誘致自治体を公募、学識経験者によるサイト 適地調査専門家会合を設置 ③ 同年:専門家会合による調査を実施・評価、報告	 応募した自治体は3自治体(道、県)。 専門家会合は、国内に適地があることを報告 国内候補地を閣議了解